

東日本大震災津波に関する要望を実施！

～ 被災地の早期復興に向けて ～

県土整備企画室

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃に発生した東日本大震災津波（平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波災害）から 6 ヶ月余りが経ちました。

県では、東日本大震災津波からの復興に向けて、平成 23 年 9 月 15 日（木）に前田国土交通大臣、民主党輿石幹事長などに対して、「東日本大震災津波に関する要望」を行いました。

また、平成 23 年 9 月 25 日（日）には、前田国土交通大臣、津川国土交通大臣政務官、国土交通省の関係局長等が来県し、ヘリからの被災地視察、釜石市で釜石市長と会談を行った後、県庁で知事と意見交換を行いました。本県からは、意見交換に併せて、「復興道路」の早期完成や津波対策のための防災施設等の整備、被災者の生活再建に対する支援など国土交通省関係の「東日本大震災津波に関する要望」を行いました。

県では、被災地の早期復興のため、今後とも国に対して必要な要望等を行っていきます。

国土交通大臣
前田 武志 様

東日本大震災津波に関する要望書

平成 23 年 9 月 25 日

知事 赤松 達増 様 宛

東日本大震災津波に関する要望項目

- 【東の要望項目】
- ① 復興のための事業は国費による強力な推進を基本とし事業の創出
- ② 復興にともなわない国の転換、強力な支援による早急な追加予算の確保
- ③ 復興特区制度の早期実現
- ④ 「安全」の確保
- ⑤ 公共土木施設等の早期復旧に向けた支援
- ⑥ 被災地の早期復旧に係る国の全面的な支援
- ⑦ 被災地の早期復興に向けた総合的なまちづくり制度の創設
- ⑧ 復興事業としての社会資本整備等の促進
- ⑨ 被災者町村に対する人的支援等
- ⑩ 「暮らし」の再建
- ⑪ 被災者の生活再建に対する支援
- ⑫ 「なごみ」の再生
- ⑬ 観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援
- 【東の要望項目】



被災者の生活再建に対する支援

これまでの経緯

- 東日本大震災津波で約2万5千戸の住宅が倒壊、全壊、半壊。
- 県では、被災3県で最も早く（3月19日）に被災復旧支援の要請を行いました。
- 8月11日までに全13,264戸が復旧。
- 被災者への生活再建支援、生活再建支援の約7割、復興復興住宅の約2割、その他は賃貸住宅への移住。

被災者の生活再建に対する支援

被災者の生活再建に対する支援

被災者の生活再建に対する支援

被災者の生活再建に対する支援

被災者の生活再建に対する支援

被災者の生活再建に対する支援

被災者の生活再建に対する支援

被災者の生活再建に対する支援

被災者の生活再建に対する支援

被災者の生活再建に対する支援



前田国土交通大臣への「東日本大震災津波に関する要望」の詳細は、こちらの県土整備部 HP をご覧ください
<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=4266&of=1&ik=3&pnp=66&pnp=4266&cd=34797>